

# 平成 27 年度公害苦情調査結果報告

## 公害等調整委員会事務局

公害等調整委員会では、全国の地方公共団体の公害苦情相談窓口寄せられた公害苦情の受付状況や処理状況の実態を明らかにし、公害対策等の基礎資料を提供するとともに、公害苦情処理事務の円滑な運営に資するため、公害紛争処理法第 49 条の 2<sup>\*</sup>に基づき、地方公共団体の協力を得て、毎年、「公害苦情調査」を実施しています。

〔<sup>\*</sup>公害紛争処理法第 49 条の 2

中央委員会は地方公共団体の長に対し、都道府県知事は市町村長（特別区の区長を含む。）に対し、公害に関する苦情の処理状況について報告を求めることができる。〕

平成 27 年度の調査結果については、平成 28 年 11 月 30 日に公表し、調査結果の要旨を本誌に掲載いたしました。

詳しくは公害等調整委員会のホームページに掲載しておりますので、ご活用ください。

●公害等調整委員会ホームページ 広報・報告・統計 | 公害苦情調査結果

[http://www.soumu.go.jp/kouchoi/knowledge/report/kuijyou-27\\_index.html](http://www.soumu.go.jp/kouchoi/knowledge/report/kuijyou-27_index.html)

なお、上記のページのうち「11. 統計表一覧（政府統計の総合窓口）」は、「e-Stat（政府統計の総合窓口）」にリンクしており、こちらに各項目の詳細データが excel 表にて掲載されておりますので、併せてご活用ください。

[https://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/GL08020103.do?\\_toGL08020103\\_&tclassID=000001079139&cycleCode=0&requestSender=search](https://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/GL08020103.do?_toGL08020103_&tclassID=000001079139&cycleCode=0&requestSender=search)

公害等調整委員会のホームページでは、過去の調査結果をバックナンバーとして掲載しておりますので、今後の公害に関する苦情の適切な処理や運営にご活用いただければ幸いです。

なお、地方公共団体の皆様には本調査の実施にあたり、ご協力いただきましたことをこの場をお借りして厚く御礼申し上げます。引き続き、本調査へのご理解とご協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

本調査のお問い合わせ先は次のとおりです。

公害等調整委員会事務局総務課調査研究係 TEL : 03-3581-9956

## 1 全国の公害苦情受付件数

平成 27 年度の全国の公害苦情受付件数は 72,461 件

前年度に比べ 2,324 件 (3.1%) の減少

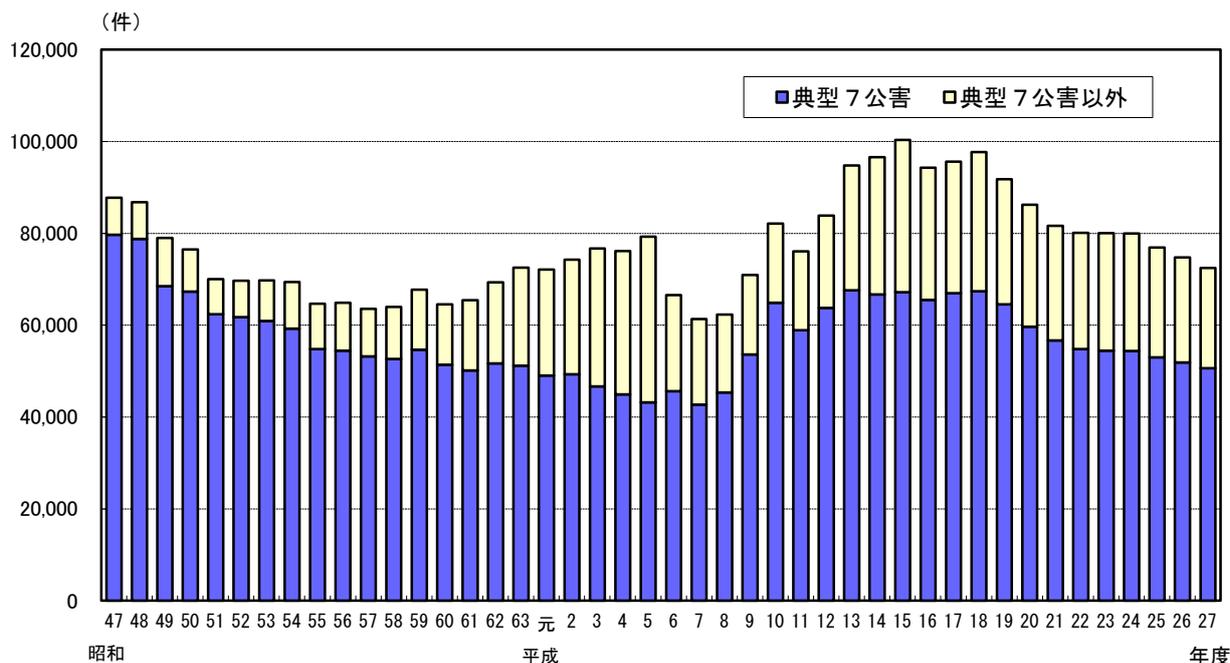
平成 19 年度以降 9 年連続で減少

平成 27 年度に新規に受け付けた公害苦情件数は 72,461 件で、前年度 (平成 26 年度) に比べ 2,324 件 (対前年度比 3.1%) 減少している。

最近の推移をみると、平成 15 年度には調査開始 (昭和 41 年度) 以来初めて 10 万件を上回った後、16 年度は一旦減少し、17 年度、18 年度と続けて増加したが、19 年度以降は 9 年続けて減少している。

なお、平成 27 年度の典型 7 公害の公害苦情受付件数は 50,677 件で、前年度に比べ 1,235 件 (2.4%) 減少、典型 7 公害以外の公害苦情受付件数は 21,784 件で、前年度に比べ 1,089 件 (4.8%) 減少している。

図 1 全国の公害苦情受付件数の推移



注 1) 平成 6 年度から調査方法を変更したため、件数は不連続となっている。

注 2) 平成 22 年度の調査結果には、東日本大震災の影響により報告の得られなかった地域 (青森県、岩手県、宮城県及び福島県内の一部市町村) の苦情件数が含まれていない。

## 2 典型7公害の種類別公害苦情受付件数

典型7公害の公害苦情受付件数は全種類で減少

最も多い「騒音」は近年増加傾向にあったが平成27年度は減少

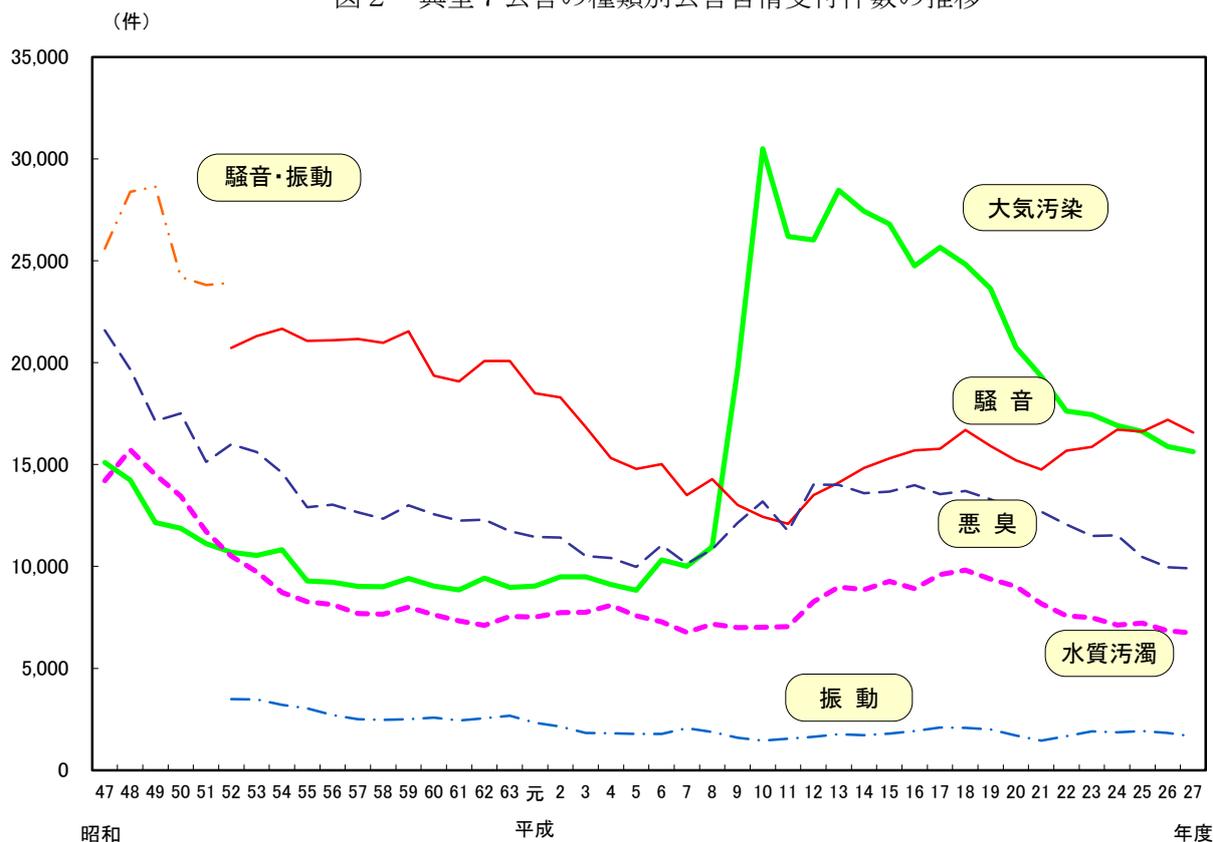
「騒音」のうち「低周波」は増加

〔 典型7公害とは、環境基本法に定める「大気汚染」「水質汚濁」「土壌汚染」「騒音」「振動」「地盤沈下」及び「悪臭」をいう。 〕

平成27年度の典型7公害の公害苦情受付件数(50,677件)を種類別にみると、「騒音」が16,574件(典型7公害苦情受付件数の32.7%)と最も多く、次いで、「大気汚染」が15,625件(同30.8%)、「悪臭」が9,897件(同19.5%)、「水質汚濁」が6,729件(同13.3%)、「振動」が1,663件(同3.3%)、「土壌汚染」が167件(同0.3%)、「地盤沈下」が22件(同0.0%)となっており、平成27年度は全種類で減少した。

過去5年間の動きをみると、増加傾向にあった「騒音」も平成27年度は減少したが、「騒音」のうち「低周波」は227件となり、前年度に比べ45件の増加となっている。

図2 典型7公害の種類別公害苦情受付件数の推移



注1) 「土壌汚染」及び「地盤沈下」は苦情件数が少ないため、表示していない。

注2) 「騒音」と「振動」は、昭和51年度以前の調査においては、「騒音・振動」として捉えていた。

注3) 平成6年度から調査方法を変更したため、件数は不連続となっている。

注4) 平成22年度の調査結果には、東日本大震災の影響により報告の得られなかった地域(青森県、岩手県、宮城県及び福島県内の一部市町村)の苦情件数が含まれていない。

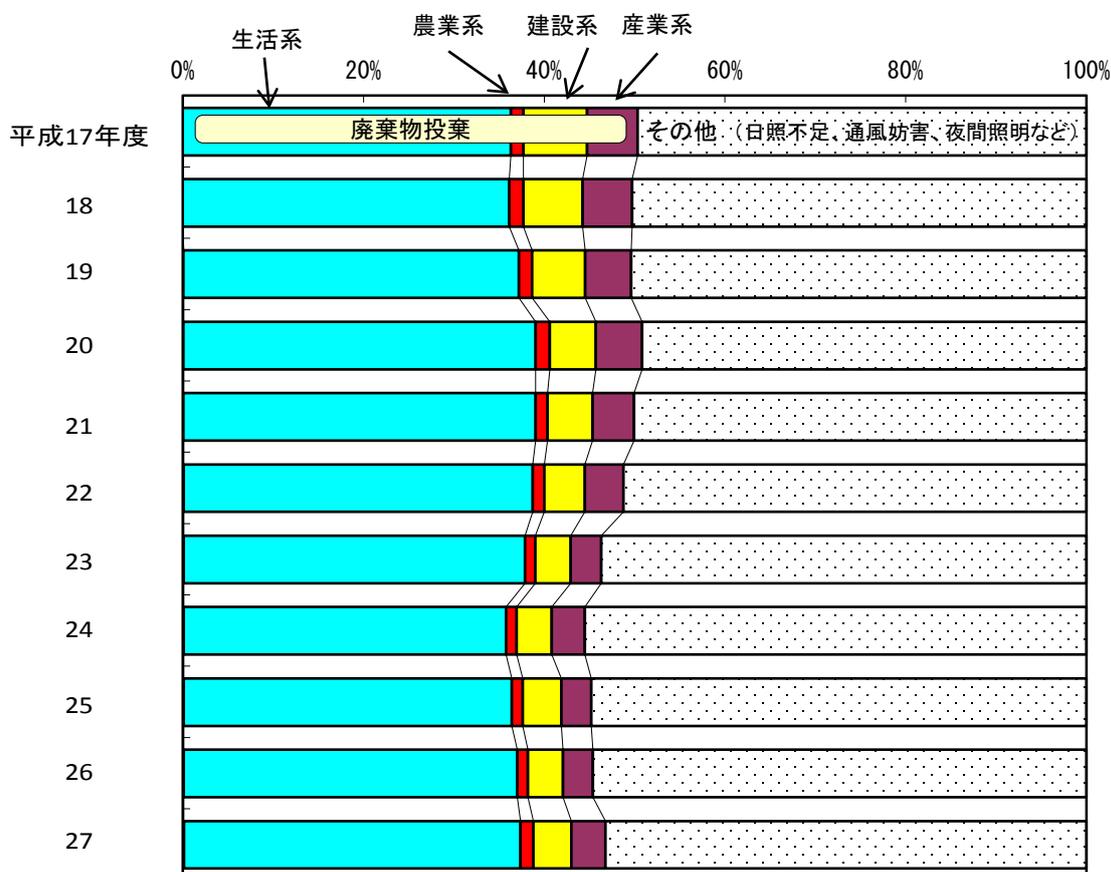
### 3 典型7公害以外の種類別公害苦情受付件数

#### 典型7公害以外の公害苦情受付件数の4割超は「廃棄物投棄」

平成27年度の典型7公害以外の公害苦情受付件数(21,784件)のうち、「廃棄物投棄」は10,173件(典型7公害以外の公害苦情受付件数の46.7%)で、前年度に比べ194件(対前年度比1.9%)減少している。

廃棄物投棄の内訳をみると、「生活系」の投棄が8,128件(廃棄物投棄の79.9%)と最も多く、次いで、「建設系」の投棄が918件(同9.0%)、「産業系」の投棄が818件(同8.0%)、「農業系」の投棄が309件(同3.0%)となっている。

図3 典型7公害以外の種類別公害苦情受付件数の割合の推移



〈参考〉 典型7公害以外の種類

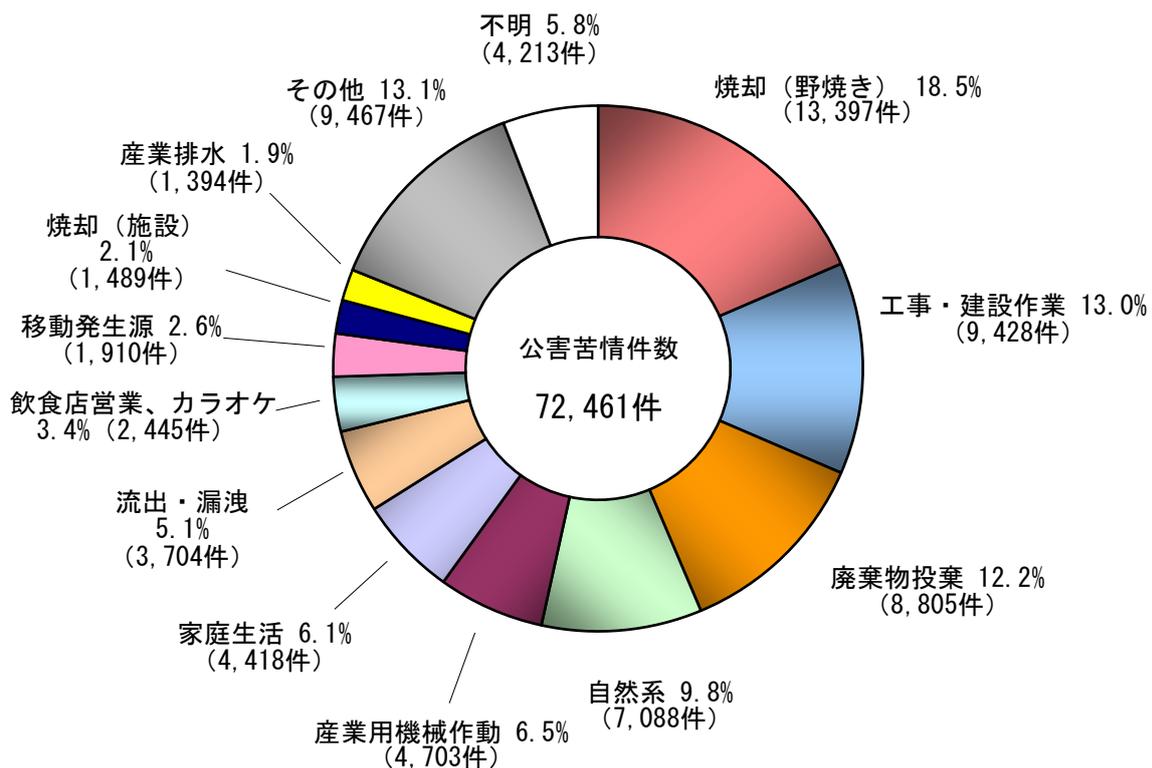
廃棄物投棄	生活系	主に家庭生活から発生した生ごみ・紙くず・新聞紙等の燃焼物、空き缶・空きびん・乾電池等の燃焼不適物、家具・電気製品・ピアノ等の粗大ごみ等による「一般廃棄物」の投棄
	農業系	主に農林漁業から発生する畜産関係の動物の死骸及びふん尿等による「産業廃棄物」の投棄
	建設系	主に建設業から発生する建築廃材等による「産業廃棄物」の投棄
	産業系	主に産業の「卸売・小売業」、「飲食店、宿泊業」等の業務から排出されたごみ、製造及び処理工程で発生した紙等のくず、金属くず、ガラス、燃え殻、ばいじん、汚泥、廃油・廃酸・廃プラスチック類等による「産業廃棄物」の投棄
その他	高層建築物などによる日照不足・通風妨害、深夜の照明や光などに対する苦情、テレビ・ラジオなどの受信妨害や違法電波などに対する苦情など	

#### 4 主な発生原因別公害苦情受付件数

主な発生原因のうち最も多いのは「焼却（野焼き）」で、全体の約2割

平成27年度の公害苦情受付件数（72,461件）を主な発生原因別にみると、「焼却（野焼き）」が13,397件（公害苦情受付件数の18.5%）と最も多く、次いで、「工事・建設作業」が9,428件（同13.0%）、「廃棄物投棄」が8,805件（同12.2%）、「自然系」が7,088件（同9.8%）、「産業用機械作動」が4,703件（同6.5%）、「家庭生活」が4,418件（同6.1%）、などの順となっている。

図4 主な発生原因別公害苦情受付件数の割合



注1) 「自然系」とは、自然に存在する動植物又は自然現象による原因であることが判明している公害をいう。

注2) 「家庭生活」は、「家庭生活（機器）」「家庭生活（ペット）」「家庭生活（その他）」の合計である。

注3) 「移動発生源」は、「移動発生源（自動車運行）」「移動発生源（鉄道運行）」「移動発生源（航空機運航）」の合計である。

## 5 主な発生源別公害苦情受付件数

主な発生源は、「会社・事業所」が全体の約4割、うち一番多いのが「建設業」  
「個人」は全体の約3割

平成27年度の公害苦情受付件数（72,461件）を主な発生源別にみると、「会社・事業所」が30,522件（公害苦情受付件数の42.1%）、「個人」が22,351件（同30.8%）となっている。

会社・事業所の中では、「建設業」が10,364件（公害苦情受付件数の14.3%）と最も多く、次いで、「製造業」が6,021件（同8.3%）となっている。

表1 主な発生源別公害苦情受付件数

（単位：件）

公害の主な発生源	平成26年度	平成27年度		対前年度 増減数	対前年度 増減率 (%)
			構成比(%)		
合計	74,785	72,461	100.0	-2,324	-3.1
会社・事業所	31,415	30,522	42.1	-893	-2.8
農業	1,477	1,485	2.0	8	0.5
林業	118	114	0.2	-4	-3.4
漁業	103	102	0.1	-1	-1.0
鉱業	231	245	0.3	14	6.1
建設業	10,475	10,364	14.3	-111	-1.1
製造業	6,237	6,021	8.3	-216	-3.5
電気・ガス・熱供給・水道業	282	262	0.4	-20	-7.1
情報通信業	43	42	0.1	-1	-2.3
運輸業	1,569	1,339	1.8	-230	-14.7
卸売・小売業	1,380	1,451	2.0	71	5.1
金融・保険業	25	17	0.0	-8	-32.0
不動産業	493	404	0.6	-89	-18.1
飲食店、宿泊業	2,599	2,523	3.5	-76	-2.9
医療、福祉	401	396	0.5	-5	-1.2
教育、学習支援業	279	320	0.4	41	14.7
複合サービス事業	398	386	0.5	-12	-3.0
サービス業（他に分類されないもの）	3,253	3,215	4.4	-38	-1.2
公務（他に分類されないもの）	485	433	0.6	-52	-10.7
分類不能の産業	1,567	1,403	1.9	-164	-10.5
個人	23,151	22,351	30.8	-800	-3.5
その他	6,429	6,586	9.1	157	2.4
不明	13,790	13,002	17.9	-788	-5.7

注1) 「会社・事業所」には、個人経営の会社や商店を含む。

注2) 「その他」とは、発生源が自然である場合など。

注3) 「不明」とは、発生源が全く分からない場合など。

## 6 受付機関及び公害の種類別公害苦情受付件数

都道府県窓口の公害苦情受付件数で最も多いのは「水質汚濁」  
一方、市区町村窓口の公害苦情受付件数は、市部では「騒音」、町村では「大気汚染」が最も多い

平成 27 年度の典型 7 公害の苦情受付件数 (50,677 件) を受付機関別及び公害の種類別にみると、「都道府県」では「水質汚濁」が 1,097 件 (都道府県の公害苦情受付件数の 29.5%) と最も多い。

「市部」では「騒音」が 15,900 件 (市部の公害苦情受付件数の 25.2%) と最も多く、次いで、「大気汚染」が 14,109 件 (同 22.4%) となっている。

「町村」では「大気汚染」が 893 件 (町村の公害苦情受付件数の 15.5%) と最も多い。

また、「市部」のうち、「政令指定都市 (特別区を含む)」では「騒音」が 6,679 件 (政令指定都市 (特別区を含む) の公害苦情受付件数の 47.1%) と最も多い。

なお、平成 27 年度の公害苦情受付件数 (72,461 件) に対し、典型 7 公害以外の公害苦情受付件数 (21,784 件) が占める割合を受付機関別にみると、「町村」が 3,171 件 (町村の公害苦情受付件数の 55.0%) と 5 割を占めているのに対し、「政令指定都市 (特別区を含む)」では 1,074 件 (政令指定都市 (特別区を含む) の公害苦情受付件数の 7.6%) と 1 割に満たない。

表 2 受付機関及び公害の種類別公害苦情受付件数

(単位：件)

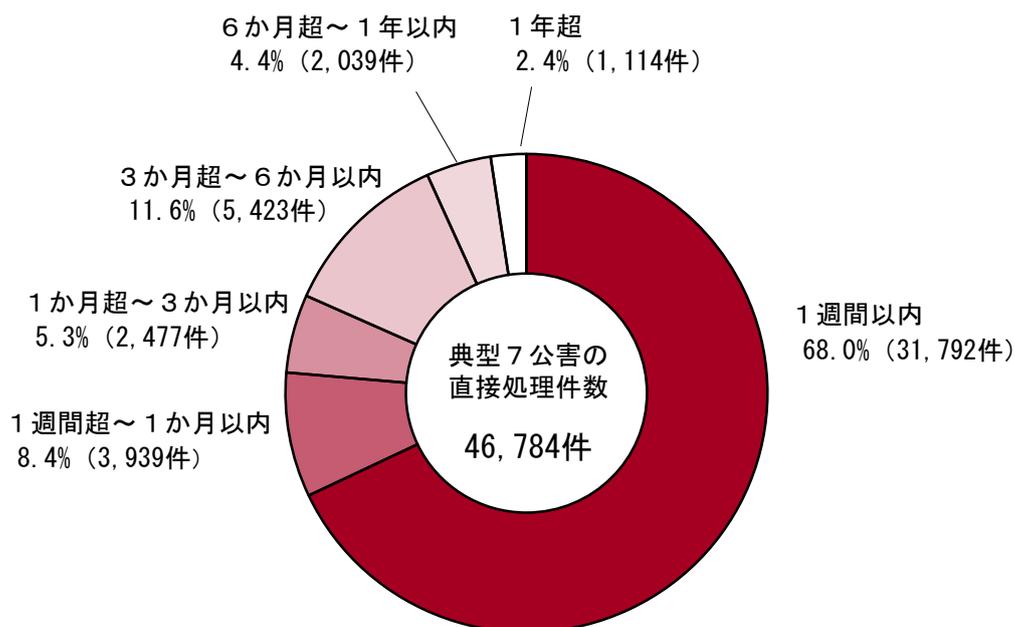
		合計	典型 7 公害							典型 7 公害 以外	
			計	大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	振動	地盤 沈下		悪臭
公害 苦情 受付 件数	合計	72,461	50,677	15,625	6,729	167	16,574	1,663	22	9,897	21,784
	都道府県	3,722	2,402	623	1,097	14	141	2	1	524	1,320
	市部	62,971	45,678	14,109	5,233	144	15,900	1,626	20	8,646	17,293
	政令指定都市 (特別区を含む)	14,180	13,106	2,694	777	16	6,679	813	6	2,121	1,074
	その他の市	48,791	32,572	11,415	4,456	128	9,221	813	14	6,525	16,219
	町村	5,768	2,597	893	399	9	533	35	1	727	3,171
構成 比 (%)	合計	100.0	69.9	21.6	9.3	0.2	22.9	2.3	0.0	13.7	30.1
	都道府県	100.0	64.5	16.7	29.5	0.4	3.8	0.1	0.0	14.1	35.5
	市部	100.0	72.5	22.4	8.3	0.2	25.2	2.6	0.0	13.7	27.5
	政令指定都市 (特別区を含む)	100.0	92.4	19.0	5.5	0.1	47.1	5.7	0.0	15.0	7.6
	その他の市	100.0	66.8	23.4	9.1	0.3	18.9	1.7	0.0	13.4	33.2
	町村	100.0	45.0	15.5	6.9	0.2	9.2	0.6	0.0	12.6	55.0

## 7 苦情の処理に要した期間別典型7公害の直接処理件数

苦情の約7割は「1週間以内」に処理

平成27年度の典型7公害の直接処理件数（46,784件）について 苦情の申立てから処理までに要した期間別にみると、「1週間以内」が31,792件（典型7公害の直接処理件数の68.0%）、「1週間超～1か月以内」が3,939件（同8.4%）、「1か月超～3か月以内」が2,477件（同5.3%）、「3か月超～6か月以内」が5,423件（同11.6%）、「6か月超～1年以内」が2,039件（同4.4%）、「1年超」が1,114件（同2.4%）となっている。

図5 苦情の処理に要した期間別典型7公害の直接処理件数の割合



注)「直接処理」とは、加害行為又は被害の原因が消滅した、苦情申立人が納得したなど、苦情が解消したと認められる状況に至るまで地方公共団体が措置を講じたことをいう。